（検討）

第六条　政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。）等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　片山　善博
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月二十二日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十四号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年七月二十五日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月二十二日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十五号

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）附則第一条第二項並びに第十九条の七第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第九条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条各号列記以外の部分中「第十四条第一号ニ」を「第十五条第一号ニ」に改め、「河川法」の下に「（昭和三十九年法律第百六十七号）」を加え、同条第一号イ(1)中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）」を加え、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第三条から第五条までを削り、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

（協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模）

第二条　法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとする。

（熱供給施設に準ずる施設）

第三条　法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。

（公共下水道管理者の許可に係る基準）

第四条　法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ　公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ　公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

二　法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ　堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ　管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

ニ　屋外にあるもの（管渠を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ　地震によって公共水道による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト　管渠の清掃上必要な箇所にあっては、ます又はマンホールを設けること。

チ　ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

リ　ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

ヌ　下水を一時的に貯留するものにあっては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル　公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三　工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ　公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ　公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ　その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四　公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

第五条　法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であって公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。

附則第二項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。

第二十条の二第七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

第二十九条の五第二項第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。

第三十八条の四第十七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。